

## 第166回福島県都市計画審議会議事録

日時 平成25年11月25日（月）

時間 午前10時30分より

場所 杉妻会館 3階 百合

（事務局）

それでは、定刻となりましたので、只今より第166回福島県都市計画審議会を開催いたします。

本日の審議会の開催にあたりまして、委員の皆様におかれましては、御多忙のところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます福島県都市計画課の荒川と申します。どうぞよろしくお願い致します。

初めに、事務局より傍聴人の方に申し上げます。お配り致しました福島県都市計画審議会傍聴要領の内容を遵守致しまして審議会の傍聴されますようお願い致します。

次に、委員の皆様配布しております資料のご確認をお願い致します。まず次第、議案書、資料1、資料2、資料3、資料4の区域マス本編です。なお、区域マス本編の冊子につきましては、委員の方のみ配布しておりますのでご了承願います。

次に、審議会の開催に先立ちまして、任期満了により新たに就任されました委員を御紹介致します。なお、新たな委員名簿につきましては、議案書の9ページに記載してございます。

東北地方整備局長の徳山日出男委員におかれましては、人事異動により退任されまして、後任には小池剛委員が就任されました。本日は所用のため、代理としまして福島河川国道事務所副所長の佐藤利美様に御出席いただいております。

福島県警察本部長の平井興宣委員におかれましては、人事異動により退任されまして、後任には名和振平委員が就任されました。本日は所用のため、代理としまして福島県警察本部交通規制課長の飯村伸一様に御出席いただいております。

それでは、議事に移らせていただきます。福島県都市計画審議会会議運営規則第5条に基づきまして、審議会の議長は、会長がこれにあたることとなりますので、山川充夫会長、よろしくお願いいたします。

（議長）

それでは、暫時、議長を務めさせていただきます。最初に、委員の皆様には議事録作成の都合等によりまして、慣例上、ご発言の際にまず委員の議席番号及び氏名から発言していただくとともに、円滑な議事進行にご協力いただきますようお願い致します。

それではまず、次第をご覧ください。本日は議案が3件、報告事項1件、その他3件を予定しております。

次に、議案書をお開きいただき、1ページをご覧くださいと思います。本日御審議いただく議案は、福島県知事から当審議会に諮問ありました3件であります。

そのうち、東日本大震災復興特別区域法第48条第7項第1号の規定に基づく議案が議

案第 1955 号「いわき都市計画緑地の変更について」、また、都市計画法第 21 条第 2 項で準用する同法第 18 条第 1 項の規定に基づく議案が、議案第 1956 号「二本松都市計画下水道の変更について」及び議案 1957 号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」の 2 件であります。

次に、出席委員数をご報告いたします。出席委員は 16 名で、うち代理出席者は 6 名でございます。これは福島県都市計画審議会条例第 7 条第 2 項に定める定足数に達しておりますので、本議案は成立しております。

次に、議事録署名人を定めたいと存じますが、これは慣例に従いまして議長から指名させていただきますのでよろしいでしょうか。

(異議なし)

御異議無しということでございますので、ご指命申し上げます。8 番の森恭子委員、16 番の阿部君江委員のお二方をお願い致します。

それでは議事の審議に入らせていただきます。まず議案第 1955 号「いわき都市計画緑地の変更について」事務局より説明願います。

(事務局)

福島県都市計画課副課長の加藤でございます。よろしくお願いたします。

それでは、スクリーンをご覧ください。なおスクリーンと同様の物をお手元の資料 1 にまとめておりますので、こちらの 2 ページをお開き下さい。

議案第 1955 号いわき都市計画緑地の変更について。9 号豊間防災緑地に関する案件でございます。

3 ページをご覧ください。こちらは総括図でございます。赤色の区域が 9 号豊間防災緑地の区域でございます。多重防御による津波からの防災性の向上を図るため、面積 13.6ha の整備区域について平成 24 年 11 月 30 日に都市計画決定されております。

4 ページをご覧ください。こちらが計画図でございます。区域北側の豊間海水浴場付近と中程にある諏訪川河口付近におきましては、都市計画道路の県道と市道の交差点が計画されております。交差点形状が確定しまして、黄色で着色されている箇所につきましては交差点の隅切り部となります。歩行者や車両通行の安全を確保するため道路として必要な箇所でございますので、緑地区域から廃止するものでございます。

5 ページをご覧ください。区域の南側の部分ですが、市が管理する普通河川がございます。この河口部におきましては、河川と海岸線の関係から防災緑地の背面に隙間が生じてしまいます。河川の円滑な排水を行いまして、防災緑地の背後地に水が溢れないために、下の A-A 断面図で分かるように、ボックスを延長しまして盛土を行い、防災緑地として区域を追加するものでございます。先程の交差点部の区域の廃止と、河口部の区域の追加につきましては、どちらも 0.1ha 未満の軽微な増減でございますので、全体面積の 13.6ha に変更はございません。以上で資料の説明を終わります。

次に議案書を説明します。議案書の 2 ページをご覧ください。議案第 1955 号いわき都

市計画緑地の変更について。名称、位置につきましては変更ございません。また、面積につきましても軽微な増減でございますので、数字の変更はございません。

3 ページをご覧ください。理由につきましては、先程資料で説明しましたので省略させていただきます。また、平成 25 年 10 月 22 日から平成 25 年 11 月 5 日まで案の縦覧を行いました。意見書の提出はございませんでした。以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。只今の事務局からの説明につきましてご質問ご意見頂きたいのですがいかがでしょうか。

それでは、ご異議なしと言う事でございますので、議案 1955 号「いわき都市計画緑地の変更について」は、原案どおり同意するという事で決定いたします。

それでは、次の議案に移らせていただきます。次からの議案 2 件につきましては、同一の考えかたに基づく都市計画下水道の変更に関する議案であるため、議案 1956 号「二本松都市計画下水道の変更について」及び議案 1957 号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」は一括して御審議いただきたいと思っております。事務局より説明願います。

(事務局)

それでは説明させていただきます。スクリーンをご覧ください。また、お手元の資料では 6 ページをお開きください。議案第 1956 号二本松都市計画下水道の変更、及び議案第 1957 号田村三春小野都市計画下水道の変更についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。これは県内の流域下水道を示した福島県の地図でございます。流域下水道とは、行政区域にとらわれることなく、河川流域内にある 2 つ以上の市町村の区域における下水道を排除し処理するため、県が管理する下水道でありまして、終末処理場を有するものでございます。

現在、阿武隈川上流流域下水道としまして、福島市・伊達市・桑折町・国見町の下水を処理する県北処理区、それと郡山市・須賀川市・本宮市・鏡石町・矢吹町の下水を処理する県中処理区がございます。また、二本松市の下水を処理する阿武隈川あだたら流域下水道二本松処理区、それと田村市の下水を処理する大滝根川流域下水道田村処理区の 3 流域下水道 4 処理区で事業を行っております。

8 ページをご覧ください。阿武隈川あだたら流域下水道が処理する六角川流域及び大滝根川流域下水道が処理する大滝根川流域につきましては、本来公共下水道として合併した各市が管理するところでございますが、県としましては、六角川及び大滝根川を含めた阿武隈川流域全体の一体的な管理を推進し、公益的な水質保全を図っていくこととしております。

そこで、1 流域下水道 4 処理区に再編し、阿武隈川あだたら流域下水道と大滝根川流域下水道の名称を、阿武隈川上流流域下水道に統一し変更するものでございます。以上で資料の説明を終わります。

次に議案書の説明を行います。議案書の 4 ページをお開きください。議案 1956 号二本松都市計画下水道の変更について。1. 下水道の名称は、阿武隈川あだたら流域下水道

から阿武隈川上流流域下水道二本松処理区に変更します。2. 排水区域につきましては接続する公共下水道名が二本松都市計画二本松市公共下水道及び二本松都市計画安達町公共下水道となっておりますが、既に合併して名称変更されておりますので、二本松都市計画二本松市公共下水道と名称変更するものでございます。

5 ページをご覧ください。理由につきましては、先程資料で説明しましたので省略させていただきます。また二本松市からの意見はありませんでした。

6 ページをご覧ください。議案 1957 号田村三春小野都市計画下水道の変更について。1. 下水道の名称は、大滝根川流域下水道から阿武隈川上流流域下水道田村処理区へ変更いたします。2. 排水区域につきましては、接続する公共下水道名が再編前の都市計画区域名と合併前の旧市町村の名前になっておりましたので、既に都市計画区域につきましては平成 25 年 5 月に再編され、市町村名も平成 17 年 3 月に田村市に合併し、名称が変更されておりますので、田村三春小野都市計画田村市流域関連公共下水道と変更するものでございます。3. 下水管渠につきましても、合併により田村市に名称変更されたため、各幹線及び放流渠の起終点地名が旧市町村名から田村市に変更となります。

7 ページをご覧ください。4. その他施設といたしまして、大滝根水環境センターの名称につきましても船引町から田村市船引町に変更いたします。理由につきましては、先程資料で説明しましたので省略させていただきます。また、田村市からの意見はありませんでした。以上で説明を終わります。

(議長)

ありがとうございました。それでは只今の説明につきまして、ご質問ご意見をいただきたいと思います。

(17 番 宮本委員)

今の名称変更ですけど、これは単なる名称変更なのか、それとも今やっている各々の事業そのものも一体的に統一するということになるのか、その基本的な考え方について。それから、処理区毎の今の計画に対する進捗状況です。環境の施設とか処理施設とか、さまざまな施設設備に対する今の進捗状況についてお聞かせください。

(事務局)

それでは最初の方を答えさせていただきます。先程も説明しましたように、県が一体として管理していく、阿武隈川の流域として水質保全を一体的に管理していくということで、阿武隈流域下水道への名称の変更だけでございます。

(事務局)

都市計画課長の鈴木でございます。2 つめの整備状況についてでございますが、両方とも管渠につきましては概ね 100%整備が終わっています。処理場につきましては、現在の処理量に対して処理する能力的には問題がないということで、当面処理場の整備はありません。今後流入量が増加すれば処理場の増設が出てくると思っておりますが、現時点の

整備はほぼ終わっている状況でございます。

(17番 宮本委員)

そうしますと、例えば受益者負担金の関係や料金については、現行通りのままと理解してよろしいですか。

(事務局)

考え方は現行のままということでございます。

(17番 宮本委員)

現行のままということですけど、特に田村処理区については、非常に施設の効率が悪い地域ですね。そのためどうしても負担金も利用料も高くなってしまいうという問題を抱えています。

この問題は、県として受益者負担金を減らすような何らかの方法を検討する時期に来ているのではないかという気がしているのですが、これについてどのように検討されているのか、今回、この名称変更にあたってそういう点での検討はなされなかったのかどうかを伺いたいと思います。

(事務局)

汚水処理につきましては、公共下水道と農林水産部で実施する農業集落排水事業と、生活環境部が実施しております合併処理浄化槽、その3つを効果的に組み合わせながら県内の汚水処理を進めているところでございまして、分担につきましては、数年前に見直しを行いまして、その時にそれぞれ役割分担を決め、それに基づいて流域下水道であれば公共下水道に見合う分を実施すると決めております。ですから、今のところはその考えに基づいて進めていくと考えております。それを見直すかどうかということにつきましては、この場でお答えすることはできませんが、別に検討する場がありますので、その中でしっかりと検討していくことになると思います。

(議長)

よろしいでしょうか。他いかがでしょうか。

(11番 荒委員)

放射線量の問題が心配です。東京の方でもニュースになりましたが、粘土質の土に沈着していくという問題がやはり心配です。河川ですから放射線が集中していくことが考えられると思いますが、継続的に安全を維持していけるのかどうか、計画を教えてくださいたいと思います。

(議長)

汚泥処理の状況だと思います。

(事務局)

汚水の放射能の問題について、という事でお答えさせていただきます。二本松処理区及び田村処理区につきましては、時間の経過とともに発生する汚泥の線量が低下してきておりまして、今は場外に搬出して再利用が可能な状況になってきていると思います。保管汚泥につきましては、当初の比較的線量が高い頃に発生した汚泥ですので、量的にはそれほど多い量ではございませんが、現在2つの処理場で保管しており、今後については適切に場外に搬出出来るように取り組んでいく状況でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。今日は名称変更ということですので、それ以外に色々な質問がたくさんあるかと思いますが、今日の都市計画審議会では名称の変更が一番大きな議題です。今2人の委員からご質問が出ていますが、これはまた様々なところで議論していただくことになると思います。

他いかがでしょうか。それでは他に意見も無いようですので、ご異議なしと認めまして、議案1956号「二本松都市計画下水道の変更について」及び議案1957号「田村三春小野都市計画下水道の変更について」は、原案通り同意するというように決定いたします。

次に、報告事項に入りたいと思います。次第の3番、報告事項の(1)にあります第165回福島県都市計画審議会に付議され、告示された案件について、事務局より報告をお願いいたします。

(事務局)

それでは報告いたします。議案書8ページをご覧ください。第165回福島県都市計画審議会に付議された案件は次のように告示されました。

議案第1952号いわき都市計画臨港地区の変更について。告示年月日、平成25年7月30日。福島県告示第517号でございます。

次に、議案第1953号いわき都市計画道路の変更について。告示年月日平成25年7月30日。福島県告示第518号でございます。

次に、議案第1954号いわき都市計画緑地の変更について。告示年月日平成25年7月30日。福島県告示第519号でございます。

なお、これらの議案につきましては、東日本大震災復興特別区域法第48条第8項の規定による告示でございます。以上で報告を終わります。

(議長)

告示されたという報告でございます。よろしいでしょうか。それでは、次に次第の4番、その他の(1)から(3)についてでございます。事務局より説明願います。

(事務局)

それでは(1)から(3)まで説明させていただきます。スクリーン及びお手元の資

料2の1ページをご覧ください。

今までの経緯でございますが、平成18年から19年にかけて、人口減少や少子高齢化の進展、市町村合併に伴う生活圏の広域化等を踏まえ、小委員会や都市計画審議会を経て、平成21年3月に都市と田園地域との共生を基本理念とした「新しい時代に対応した都市づくりビジョン」を策定いたしました。

このビジョンに基づき、平成21年から都市計画区域の再編や区域マスタープランの見直しについて、住民懇談会や小委員会で議論を重ね、平成22年度にはマスタープランの素案の作成まで行いました。

平成23年3月11日の東日本大震災で作業が一時中断しましたが、平成24年度に震災の被害が大きい浜通りを除く中通りと会津地方の都市計画区域の再編と区域マスタープランの見直しを再開し、震災の影響や復興計画等を踏まえた原案の修正、また市町村や関係機関との協議を行って参りました。ここまでは前回の審議会でも説明した内容でございます。

2ページをご覧ください。今年6月26日から7月25日までパブリックコメントを行いまして、8月29日には都市政策推進専門小委員会を開催し、ご議論していただきました。なお、これらの結果につきましては後程説明いたします。その後国交省との下協議を行って参りました。

今後は、本日から29日まで各都市計画区域におきまして公聴会を開催し、引き続き国交省や農林水産省との協議、県の総合計画審議会を経まして、3月末の都市計画審議会でご議論していただき、都市計画決定及び告示をしていくとしております。

3ページをご覧ください。(1)の都市計画区域の変更について説明いたします。先程説明した経緯におきまして、区域の再編を進めることになりました。県内44市町村の33都市計画区域を18区域に再編するものでございます。

33区域のうち、線引きのある4区域と6区域につきましては残しまして、残り23区域を8区域に再編するものでございます。8区域のうち黒丸で囲まれたもの、田村三春小野都市計画区域、県南都市計画区域、南会津都市計画区域の3区域につきましては区域の拡大や縮小を伴わない再編でございまして、既に平成25年5月14日に都市計画決定されております。

青色で囲まれたところが今回手続きを進めるものでございます。まず、二本松、本宮、岩代都市計画区域については、二本松、岩代区域での一部区域の拡大と縮小を含めて、(仮称)二本松本宮都市計画区域に統合いたします。また、塩川都市計画区域の塩川区域につきましては、旧塩川町が喜多方市と合併したことから喜多方都市計画区域の一部拡大と併せまして、(仮称)喜多方都市計画区域として統合いたします。一方、塩川都市計画区域の湯川村区域につきましては、会津坂下都市計画区域と(仮称)会津坂下都市計画区域として統合いたします。

また、浜通りの原町・相馬・鹿島・小高都市計画区域の統合と、広野・富岡・双葉・浪江都市計画区域の統合につきましては、復興まちづくりの状況を見ながら対応等について検討してまいります。

続きまして4ページをご覧ください。都市計画区域マスタープランの見直しについて

説明致します。都市計画区域マスタープランの構成でございますが、新しい時代に対応した都市づくりビジョンによる基本理念である「都市と田園地域等の共生」及び3つの基本方針の具体化と、東日本大震災による震災の復興、それと安全安心な災害に強いまちづくりと復興のための新しい土地利用を加えまして、右側の見直し構成を案として作成しております。1番の都市計画の目標、2番の区域区分の決定の有無と定める際の方針、3番として主要な都市計画決定の方針でございます。

5ページをご覧ください。こちらは6月26日から7月25日までに行ったパブリックコメントの結果でございます。意見の件数でございますが、13名の方から16通が送られ、全部で39件ございました。内訳は、県北都市計画区域の意見が12名から15通、38件。田村三春小野都市計画区域の意見が1名から1通1件でございます。

次に、意見と対応でございますが、38件の県北都市計画区域に関する意見は、そのほとんどが伊達市に関連するもので、主に4つに分類されます。

1つ目が、伊達市が進めるまちづくりを実現可能とするよう県は市の都市計画を支援すべきである、というものでございます。これに対しまして、県は市町村の独自のまちづくりについて基本的に支援していきませんが、周辺市町村等に影響を及ぼす場合は広域的な見地から調整を行っていきます、と回答しております。

2つ目は、復興支援道路による環境の変化を踏まえ、市街化調整区域における市街地の拡大を認めるべきである、という意見に対しまして、人口減少等が進む中、市街地内の未利用地の活用や市街地への再構築が課題と考えております、と回答しております。

3つ目は、国道4号の東北中央自動車道IC周辺について一般商業地としての土地利用を検討すべきであるという意見に対しまして、当該地は市街化調整区域であることから、市街地が周辺に拡大する恐れのない流通業務地として検討してまいります、と回答しております。

4つ目は、大型商業施設の郊外立地の抑制を踏まえた商業地の適切な配置が必要という意見に対しまして、県は、持続可能な集約型の都市づくりの考えに基づき、商業地等の配置方針を定めております、と回答しております。

これら39件の意見を、県の都市づくり方針等から検討した結果、基本的に現行の考え方を継続することとし、大幅な変更は行わないものいたしました。また、対応方針につきましては、県のホームページにて公表済みであります。

6ページをご覧ください。こちらは、8月29日に開催した都市政策推進専門小委員会からの意見と、その対応について記載したものでございます。小委員会では、震災を踏まえた人口流動や土地利用計画における復興の視点での記載を増やすべきではないか等の意見が出されまして、これは本編の中でマスタープランの都市づくりの理念における震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方等において加筆させていただきました。

資料4の区域マスタープランのファイルをご覧ください。お開きいただき、県北都市計画区域の7ページをご覧ください。5ページから7ページまでは本県の都市政策の基本理念と基本方針でございますが、こちらは全区域に記載しております。

7ページ中程に震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方を記載しております。この中で27行目、震災からの生活再建に向けた県としての取り組み、それと32行目から

震災を踏まえた緊急的な対応としまして、避難先でも安心して暮らせるまちづくり等について記載しております。また 35 行目以降からは、長期的な取り組みとして本県の都市づくりの基本理念で取り組むことを記載させていただきました。

資料 2 の 6 ページです。主な意見と対応ですが、震災の土地利用動向や人口流動への影響等について、地域の状況に応じた記載が必要であるという意見でございましたが、こちらにつきましては先程説明した震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方に加筆させていただきました。各地域の状況に応じた記載を区域ごとに記載して修正しております。

2 つ目に、復興公営住宅について土地利用に反映させた区域マスの中に位置づけるべきではないかという意見がございますが、こちらにつきましては、復興公営住宅の建設を予定している該当地域の土地利用における住宅に関する部分に、復興公営住宅の整備にあたっての住環境形成について解説しております。

次に、農地における耕作放棄地等の再生可能エネルギーの施設整備への活用について記載すべきである、という意見がございました。こちらにつきましては、福島県農林水産業推進計画に基づきまして、耕作放棄地の面積が大きい区域において再生可能エネルギー施設整備への活用について加筆しております。

次に、コンパクトな都市のあり方が地域によって異なることについて誤解を招かないように記載すべきである、という意見がございました。こちらにつきましては、地域特性に応じたコンパクトな都市づくりの考え方を本編の 5 ページの基本認識と基本理念に加筆しております。

それでは、各区域について概要版で説明させていただきます。

資料 3 概要版の 3-1 をご覧ください。県北都市計画区域でございますが、対象区域が福島市・伊達市・桑折町・国見町の各行政区域の一部からなっておりまして、左下に「1) 都市の現状と課題」というものがございます。こちらの「土地利用」の部分につきまして、人口減少が予想され、また東日本大震災や原子力災害等の影響による県外への人口流出や、浪江町・飯舘村など他市町村からの人口流動が大きく今後の土地利用の動向に影響を及ぼすという課題や、福島市等の中心市街地では空洞化が進行しており都市機能再編、居住環境の向上などによる活性化の推進、商業業務機能の充実・強化が必要であると書かせていただきました。

中程には「2) 都市づくりの理念」を記載しております。先程の 5~7 ページのところですが、本県の基本理念であります「都市と田園地域等の共生」と 3 つの都市づくりの基本的な考え方を基に、区域毎に都市づくりのビジョンと 3 つの項目の方針を掲げ、以下 7 つの意見にまとめております。まとめ方は各区域とも全て同じでございます。本区域におきましては、「⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成」の中で、無秩序な市街地の拡大防止とまとまりある市街地の形成、それと「⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進」におきまして、農地への復元が困難な耕地放棄地等の太陽光発電等による土地利用の促進を挙げています。

また、左下の「3. 区域区分の有無」につきましては、中通り北部の拠点として適切な土地利用コントロールの必要性や自然環境と調和した土地利用の必要性から区域区分

を定めております。線引きを決定しているということでございます。

裏面につきましては、各都市計画の決定方針を具体的に記載しております。「4. 土地利用に関する主要な都市計画の決定方針」では、福島駅周辺は行政・商業を始めとした機能が集中しており今後も都市機能の集積を誘導するとしておりまして、その下に幹線道路沿道や伊達市などの地区につきましては、日常的な購買需要を賄う商業地の配置としております。「3) 市街地における住宅建設の方針」においては、震災による復興住宅の建設が予定されておりますので、記載ありますように、将来の都市づくりとの整合と良好な居住環境の形成を図った復興公営住宅の整備を新たに記載しております。

また、5の「2) 下水道及び河川」における主要施設の配置方針で、東日本大震災を踏まえた災害に強い下水道整備を推進、を追加しております。

次に資料 3-2 でございます。霊山都市計画区域でございますが、ここからは時間の関係で概要と変更点等、主なものについて説明いたします。「1) 都市の現状と課題」では土地利用において上から3つ目、道路等の都市基盤整備が遅れていることから、人口の流出を抑制し、地元定着を図るためにも、住みやすい住環境の整備が必要と言う課題がありまして、「2) 都市づくりの理念」においては、「⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進」で、霊山県立自然公園などの豊かな自然環境の保全、「⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備」で、広域的な連携軸として東北中央自動車道の整備。また、国道の機能強化と東西南北の交通軸の形成など、を記載しております。

次に、資料 3-3 川俣都市計画区域でございます。対象区域が川俣町の行政区域の一部でございます。「1) 都市の現状と課題」の土地利用につきまして、東日本大震災や原子力災害の影響による本都市計画区域内等での人口流動が大きく、今後の都市利用の動向に影響を及ぼす、ということ。また、市街地開発事業の2番目といたしまして、中心市街地の活性化に向けて、安全性の向上、豊富な自然環境・歴史的資源を生かした魅力づくりが必要であるという課題に対応するように、「2) 都市づくりの理念」では、「④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進」というところで、都市部との交流を促進する仕組みづくりに努め、市街地部でも集落部でもコミュニティが持続し住み続けられる地域づくりを推進、等がありまして、理念の各決定方針を記載しております。

次に、資料 3-4 (仮称) 二本松本宮都市計画区域でございます。同じく「1) 都市の現状と課題」につきましては、土地利用のところでは二本松駅や本宮駅周辺の市街地は、狭隘な道路や老朽化した木造住宅等が多く残るため、防災機能の向上が必要。また、都市機能の集積などにより市街地の魅力向上が必要であるという課題。また本区域では原子力災害等の影響で県外への人口流出や浪江町等からの人口流動が大きいという課題がございます。また「2) 都市づくりの理念」の「⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成」におきましては、既成市街地の再編に重点的に取り組むとともに、機能分担を行い、都市のにぎわいと豊かな地域拠点を形成や、二本松市中心部は城下町の歴史を生かした街なみ整備、本宮市中心部は河川空間の再編と併せ快適性の向上、などを挙げ、各決定方針を記載しております。

次に資料 3-5、県中都市計画区域でございます。対象区域は、郡山市・須賀川市・鏡石町の各行政区域の一部となっております。「1) 都市の現状と課題」の土地利用につ

きまして、東日本大震災や原子力災害の影響による県外への人口流出や富岡町、浪江町、川内村など他市町村からの人口流動という課題、そして都市施設につきましましては、主要幹線道路の一部で朝夕に混雑が発生するため、モビリティ・マネジメントの考え方を取り入れつつ、都市内交通を円滑に処理できる道路ネットワークの形成や拡幅等の改良が必要、という課題がございます。それに対応いたしまして、「2) 都市づくりの理念」の「⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進」におきまして、郡山都市圏都市総合交通計画によりまして、効率的で利便性の高い公共交通体系を構築し、自動車交通からの転換を促進と追加しております。また「3) 区域区分決定の有無」につきましましては、市街地緑辺部での低密度な市街地の無秩序な拡大防止、それと交通の要衝である拠点性を生かした都市機能集積に伴う開発圧力から区域区分を定めております。こちらについては、裏面4の都市計画決定の方針における「5) 市街化調整区域の土地利用の方針」におきまして、旧農業試験場跡地周辺については、周辺の土地利用と調和を図りながら適正な土地利用を図っていくということや、5の「1) 交通施設」にあります鉄道やバスなどの公共交通の維持・強化、それとまちづくりと一体となった新駅の整備、というものを追加しております。

次に資料3-6、石川都市計画区域でございまして、石川町、玉川村、平田村、浅川町の各行政区の一部からなっており、「1) 都市の現状と課題」の土地利用において、各拠点となる主要な施設が集積する地区での都市機能の集積とまとまりある市街地形成や、集落地での農地と調和した居住環境の形成が必要、という課題がございます。それに対するように「2) 都市づくりの理念」の「⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成」で、空港、あぶくま高原道路を活用した新たな時代をリードする産業の創出や集積を検討、と挙げておりまして、都市計画決定の方針を記載しております。

次に資料3-7、田村三春小野都市計画区域でございまして、「1) 都市の現状と課題」の都市施設におきまして、地域の実績の応じた公共交通の導入を検討しつつ、公共交通機能の維持強化、駅機能の強化という課題がございまして、「2) 都市づくりの理念」の「④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進」ということで、都市部との交流や移動手段の確保に努め、地域内外の力でコミュニティの活性化する、ということを挙げております。それに基づき各決定方針を決めております。

次に、資料3-8 県南都市計画区域でございまして、こちらは白河市・西郷村・棚倉町・塙町の各行政区の一部と、矢吹町・泉崎村・中島村の全域からなっております。「1) 都市現状と課題」の広域的な視点としまして、豊かな自然資源と共に江戸時代の歴史的街並みや佇まいを残す地区が多く存在し、白河の関、小峰城跡など歴史的文化的資源を生かした広域的な交流・連携拡大が望まれることに対応しまして、「2) 都市づくりの理念」の「④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進」で、市街地部では低未利用地等の有効活用によって人口の定着を促進し、良好なコミュニティ形成するということ、「⑤魅力とにぎわいある中心核と産業基盤の形成」にありますように多様な都市機能の充実、歴史的資源の活用やまちづくり団体との連携による中心市街地の魅力とにぎわいの向上というものを挙げております。これに基づきまして理念の決定方針を定めております。

資料 3-9 でございます。会津都市計画区域は対象区域が会津若松市・会津美里町の各行政区域の一部になっております。「1) 都市の現状と課題」の広域的な視点におきまして、鶴ヶ城・白鳳山公園等の歴史的資産を保全・活用した観光資源のネットワーク化や広域交流の促進が必要という課題がございまして、「2) 都市づくり理念」におきましては、「⑤魅力と賑わいのある中心核と産業基盤の形成」としまして、様々な資源を活用し、多様な主体との連携を通じて魅力ある商業空間や賑わいを創出というところや、「⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備」に良好な都市環境の形成と観光交流に必要な都市施設を整備、を加えております。また、「3) 区域区分の決定の有無」につきましては、都市機能の充実強化、集約型の市街地の形成を目指し、今後も適切な土地利用が必要であることや自然環境と調和した環境づくりの観点から区域区分を定めております。

次に資料 3-10 の（仮称）喜多方都市計画区域でございます。「1) 都市の現状と課題」では、土地利用において、都市と農村の調和を図りつつ良好な農地の保全、商家の街並みを生かした都市景観の維持、田園と山並み風景の眺望の維持が必要、というところから、「2) 都市づくりの理念」の「⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備」で、市街地では古い街並みや「蔵」との調和、また、市街地近郊では日常生活における利便性向上や魅力ある居住環境の維持・増進、田園環境の調和に配慮する、ということを考えております。

次に資料 3-11、（仮称）会津坂下都市計画区域でございます。こちらは、「1) 都市の現状と課題」の土地利用で、若者の定住化や、田舎暮らしを志向する人々も視野に入れた「住み続けられるまち」の形成が必要と言う課題から、「2) 都市づくりの理念」におきましては「⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成」におきまして、街並みや歩行空間の整備を図ると共に、既存の施設や空き店舗の利活用の仕組みの構築、また町の基盤産業である米を中心とした農業の振興、農商工連携による6次産業化を挙げておりまして、それに基づきまして理念の方針を決定しております。

続きまして資料 3-12 西会津都市計画区域でございます。こちらにつきましては、耶麻郡西会津町の行政区域の一部でありまして、「1) 都市の現状と課題」の都市施設に、冬期間の克雪対策による安全・安心で利便性の高い道路の整備が必要、これに関しまして「2) 都市づくりの理念」におきましては「②安全で安心できるまちづくりの推進」ということで、豪雪に対応した都市施設の整備、また「⑤魅力とにぎわいのある中心核と産業基盤の形成」におきまして、宿場町の歴史を生かした商店街活性化、魅力ある市街地の形成を挙げております。

資料 3-13、猪苗代都市計画区域でございます。こちらにつきましては「1) 都市の現状と課題」の土地利用につきまして、特色である観光地として大きな交流人口を町の活性化・定住化へ結びつけることが必要である、という課題がございまして。これに対して「2) 都市づくりの理念」の「④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進」の上から2つ目、市街地部での都市機能集積を生かした人口定着と、田園地域では多様な観光資源を生かし、都市との交流の促進ということがございました。こちらで区域名の方針を決定しております。

次に資料 3-14 会津高田都市計画区域でございますが、対象区域が大沼郡会津美里町の

各行政区域の一部となっております。「1)都市の現状と課題」の土地利用におきまして、人口が減少し、地域コミュニティの活力が低下しているという課題や、都市施設におきましては、降雪量の多い自然条件のため、雪に強い都市施設の整備が必要であるという課題がございます。これに対しまして「2)都市づくりの理念」の「④コミュニティの維持に配慮したまちづくりの推進」ということで、市街地では、日常生活拠点、交通拠点を生かした住民同士、来町者とのコミュニティの活性化、それと田園地域等の既存集落では、都市との交流を通じたコミュニティの活性化というものを考えております。

最後に資料3-15、南会津都市計画区域でございます。対象区域は南会津町の行政区域の一部でございまして、「1)都市の現状と課題」におきましては、土地利用で、地区の特徴である自然環境や景観との調和を図りながら、高齢社会に対応した生活利便施設、都市機能の充実、雪に強い生活道路などの快適な居住環境の形成を図り、安心して定住できるまちづくりが必要と言う課題がございます。この課題に対応するように「2)都市づくりの理念」の「⑦住民の暮らしを支える都市施設の整備」で、雪に強い交通網や生活基盤の整備というものを掲げておりまして、こちらのほうで理念の方針を決定しております。以上で都市計画区域マスタープランの見直しについての説明を終わります。

資料2の7ページにお戻りください。(3)の区域区分の変更について説明させていただきます。

区域区分とは、先程のマスタープランのところで説明しましたが、市街化区域と市街化調整区域の区分でございまして、市街化区域というのは、既に市街化又は概ね10年以内に優先かつ計画的に市街化を図るべき区域でございます。逆に市街化調整区域とは、市街化を抑制して、市街地周辺の農地や自然環境等を保全すべき区域でございます。

本県における区域区分につきましては、先程のマスタープランで説明したように、県北、県中、会津、そして今回のマスタープランの見直しはしておりませんが、いわきの4つの都市計画区域について昭和45年に定めております。

以降、定期的な5回の見直しを経まして、今回は6回目の見直しでございます。今回は既に計画的な市街地整備が行われた地区、それと道路整備等により区域界を修正する地区、それと遺跡保存のため市街地整備を行わなくなった地区の合計8地区についての変更を行う予定で手続きを進めているところでございます。

経緯は、平成22年に編入地区案の提出を市町村から受けまして、協議を進めてまいりました。その後震災がありまして、平成24年に県北、県中、会津都市計画区域において事務を再開いたしまして、今年度は整備局・農政局等との協議、あるいは住民説明会、公聴会となっております。公聴会に関しては来週から行ってまいりたいと思います。

8ページをご覧ください。ここに8地区の一覧を記載しております。内容については、省略させていただきます。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。たくさんの情報でなかなか頭の整理がつかないかと思いますが、基本は資料2をご覧くださいと思います。3つの事があります。都市計画区域の変更について、マスタープランの見直しについて、区域区分の変更について、整理する

とこの3つであります。

1枚めくりまして、1ページから2ページの緑の線のところまでは、これまで進めてきた事で、これから公聴会が始まるという事でございます。

まず、経緯と今後の手続きのスケジュールについてご質問頂ければと思います。

なお、今からページ順にご質問ご意見を頂くことにしておりますけども、最後に総括的なご意見を頂く事もありますので、もしご意見を言い損ねた時は最後に出していただきたいと思います。

経緯と手続きのスケジュールについていかがでしょうか。これは段取りという事で、法律に基づいて進められてきています。よろしいでしょうか。

それでは、続いて3ページの都市計画区域の変更について、18区域につきましてご質問ご意見あれば頂きたいと思います。内容については、後でA3版のところでありまますので、まずこの再編成18区域ということについていかがでしょうか。

(17番 宮本委員)

この区域の変更について、再編は基本的に市町村の合併を踏まえた見直しということと考えていいのでしょうか。ただ、市町村合併にはなっているけれど、旧町の名称のまま使っているという区域もありますね。この合併と旧町の名称との関係はどの様に整理されるのかということについて基本的な考え方をお示し頂きたいと思います。

(事務局)

再編の考え方ですが、区域の再編につきましては4つの視点がございます。1つ目は社会的経済的な一体性、2つ目に土地利用状況、3つ目が主要な交通施設の立地状況、4つ目が通勤通学等の日常生活圏、の4つの基準に基づきまして、再編についての検討をしております。

(議長)

よろしいでしょうか。それでは私の方からひとつお聞かせください。県北のところで霊山だけがちょっと外れている。例えば伊達市の場合は2つあるのですが、他のところで、例えば白河方面で離れているところで市町村を跨いでいるけども入っていると、伊達市の場合は一つに合併したにもかかわらず霊山だけ消えているという、何か特殊な要因があるのでしょうか。先程の4つの基準との関係なんですけども。

(事務局)

伊達市につきましては、旧保原町・伊達町・梁川町を含む県北都市計画区域と、旧霊山町の霊山都市計画区域と2つありまして、本来なら伊達市という1つの行政区域なので1つの都市計画区域として検討したのですが、先程ありましたように、区域区分を行う都市計画区域と区域区分を行わない都市計画区域と2つありますが、県北都市計画区域は区域区分を行う都市で、霊山は区域区分を行わないということで、区域区分を行う区域とそうでない区域を1つにまとめるということがなかなか難しい。皆さんよく御

存じと思いますが、市街化区域と市街化調整区域というのがありますけど、区域区分を行う都市計画区域のみ市街化調整区域・市街化区域がございまして、区域区分を行わない都市はそういった区分が無いのです。ですからそれを1つの都市計画区域にまとめるのは非常に調整が難しいことで、伊達市もそれを望んでいないということですので、特異な事例として2つあるという状況です。

(議長)

ありがとうございました。他いかがでしょうか。それでは意見がありましたら後で出させていただきたいと思います。それでは、4ページにあります、都市計画区域マスタープランの見直しについて、ビジョンの件、それから5ページのパブリックコメントの結果、6ページからは小委員会からの意見ということで、こうしたものを受けながら、A3サイズの概要版ですけども、個々にそれぞれの地元の意見を入れながらこういう形になっております。それぞれの委員の方々知らないところもあれば、地元という事もありますので、どこからでも結構です。順番に行きます。3-1 県北についての説明ですが何かご質問がございしますか。

(17番 宮本委員)

県北についてはパブリックコメントで一番意見が多かった地域で、特に伊達市からの意見が非常に多かった地域だと思っておりますが、このパブコメについての県の基本的な考えが記されております。質問ではありません。この県としての基本的な考え方というのは非常に重要な観点だと思っております、商業まちづくり条例が作られてきた経過というのも実はこの県北地区の商業施設の在り方をめぐって、福島県としてはこういう規制が必要だという観点であるような条例が出来たという経過もございします。状況としては変わっていないと思いますので、県としてはこのような見地で引き続き継続して取り組むべきだと考えますので、意見として申し上げておきたいと思っております。

(議長)

はい、ご意見ということですがいかがでしょうか。それでは後で事務局より補足説明があれば全部終わった後でお聞きしたいと思います。

資料3-2 霊山都市計画区域でございします。かなりきめ細かく意見を反映させているようですが。

(11番 荒委員)

11番荒です。伊達市というよりも、この地域で隣接する宮城県についてですが、たとえば隣接する宮城県で産業廃棄物の処理場を作るような場合は、この地域に隣接するということで対応が必要になるとは思いますが、どういう対応になるのか。

(議長)

これは県間の調整・仕組みというものがあるのか、ということだと思います。

(事務局)

産業廃棄物処理法の所管と思いますけど、正確なところは判りませんが、流域の中で上流にそういう施設を作って、それが下流に影響があるという場合は下流の県の方にも意見を聞いたり、そういう場はあると思います。

(議長)

例えば、今の話だと宮城県と福島県でこういう都市計画のマスタープランを作る場合に意見交換する、あるいは注文をつける仕組みはあるのでしょうか。

(事務局)

マスタープランについては特にありません。それは県の中でということです。

(議長)

それは個別の、例えば上流から下流に影響があるとか、すぐ近くに作るので影響がある場合には個別には協議がありうるけど、都市計画法上でマスタープランを作る時の調整という仕組みは特にないと。

(事務局)

その通りです。マスタープランを定める時、国土交通省等の協議は必要となりますけど、隣接県の意見を聞くという手続きはございません。ただやはり両県に跨るような都市施設もありますので、そういったときは当然必要になってきますし、個々のケースに応じて適切に対応するという事で考えております。

(議長)

そうすると、県と県の間での調整や協議というのは、基本的に国を介してという形になるのですか。

(事務局)

国もどこまでというのはありませんが、広域的に他県にまで影響が出るというものについては、国の方で内容の審査をするのだらうと思います。ただ大部分は各県の都市計画に任せていただいている状況です。

(議長)

仕組みとしてはないことはないけども、常設的にあるものではないということです。

(11番 荒委員)

ありがとうございました。今の話は割と長く続いている、処分場を作らないで欲しいと頓挫していたのが、震災後また復活したという話だったんですね。今の話だと調整す

る可能性があると思ったのですが、長期的にこじれた状態があっても、自治体で解決されていないという一例としてあるかと思えますから、これは積極的に調整するという方向を持って欲しいと思うんです。

(議長)

そういう意見があったとお受けしたいと思います。ここで個別の案件をしますとマスタープランそのものの議論にならないと思いますので、そうはいつでも最終的には具体的な施設の設置等に関わりますので、都市計画審議会でそういう意見があったということは議事録に残りますので、状況に応じて事務局には教訓にしてもらうことにしていきたいと思います。

それでは、3-3 にいきたいと思います。川俣です。

3-4 二本松本宮です。原子力災害の話も具体的になっております。

3-5 県中です。

(17番 宮本委員)

県中地区について、郡山で公共交通体系の構築が必要だという課題があって、それと関係すると思うのですが新駅の整備ということが出てきました。公共交通体系の構築というのは新駅の整備を意味するのか、それとももっと別な交通体系のことを考えているのか、これはどういうことなのかお示し下さい。

(事務局)

新駅も公共交通体系の1つでございます。その他バス路線の見直し等について、市で交通戦略というものを作りまして、それに基づいて様々な施策を実施するという事でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。

それでは3-6石川都市計画区域です。地元のことでないと質問しづらいと思いますが。

3-7田村三春小野です。

3-8県南です。

3-9会津です。

3-10喜多方です。

3-11会津坂下です。

3-12西会津です。

(17番 宮本委員)

西会津ですとか後の方にも出てくるのですが、雪に強い、豪雪に対応した都市施設の整備という表現が、そのあとの南会津にも出てくるのですが、これは具体的にどういう施設整備の事を意味するのかお聞かせ下さい。

(議長)

もう少し具体的なイメージが欲しいという事ですが。

(事務局)

雪が降ったとき道路の除雪をするのですが、どうしても道路脇に雪が残ってしまうので、流雪溝を整備して水に流して排雪するとか、あるいは、全ての歩道には出来ないですけども、歩道に雪が降っても雪が溜まらないように、歩道の下に地下水を利用して雪を溶かす無散水消雪という施設を作ると、そういうところが一番イメージしやすいところではあるのかなと思います。

(17番 宮本委員)

ここにあってこういう表現が出できたという事は、この地域について今までそういう施設整備が十分ではなかったもので、今後については整備を促進する、という理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

会津地区について、雪に対する対応というのは今までも取り組んできておりますけども、引き続き取り組んでいかななくてはならない課題ということで記載しております。

(議長)

よろしいですか、それでは3-13猪苗代です。

3-14会津高田です。

3-15南会津です。

全体を通していかがでしょうか。

(10番 勅使河原委員)

この資料2の1ページにもありますけども、津波被害を受けた浜通り地区については復興まちづくりの状況を見ながら対応等について検討する、とございます。

平成21年度マスタープラン素案を検討、平成22年度マスタープラン素案作成としているうちに、平成23年、3.11の東日本大震災そののち原発事故があったと。マスタープラン素案の修正については、県の復興計画を踏まえた検討ということで、マスタープランに復興計画を現実問題として色濃く盛り込んで加筆したということで理解していいのかが1点。あといわき地区のマスタープラン、法的な縛りがいつまでにとあるのかどうか、この見通しと考え方についてお伺いいたします。この2点です。

(事務局)

平成21年から検討してきて、その検討の途中で震災があったということで、震災後県において復興計画の策定や総合計画の見直しをしております。当然、その内容について、

都市計画の分野で反映できるものについては反映させて見直してございます。

それから、いわきの見直しについては、特にいつまでしなければならないというものはありません。ただ、いわきだけではなく相双方部もですが、津波によりまして大規模な被害を受けており、また原発の関係で多くの方々が避難するなど、どうしても人の動きが大きいので、将来の土地利用を現時点で予測するのがなかなか難しいということで、今回は中通りと会津地方を先行して見直しを進めております。

双葉郡の避難区域のところにつきましてはなかなか難しいのですが、いわき市や相馬につきましては、だいたい復興まちづくり計画も固まって来まして、人の動きも徐々に見えてきたところもあるので、見直しの準備を進めていきたいと考えております。

(17番 宮本委員)

今の話と関連しますけど、いま避難を指示されている区域の中で、ほぼ帰還が困難だと思われるところが相当出てきています。この地域がこれからどのように新しいまちづくりを考えていくのか、住民がどういう形で生活の再建をどこで図っていくのかということと、今日議論したこの区域の中で新たな生活で出発したいという希望が出てくるわけですね。それはいわきに限らず出てきます。そのときに、例えば浪江から要望を聞いたのですが、防災集団移転というような手法も含めていろいろ検討をしてもらえないか、という意見も出てきておりました。そうするとそれをどこに集団的にみんなで新しい再建の土地を求めていこうかというときには、今日見直しされたこの区域の中のどこかに新たなまちづくりを検討したいという事も当然出てくるわけですね。そのとき、このまちづくりの土地利用計画についてはどのような形で対応していく事になるのか、この辺の道筋だけでもお聞かせ頂きたいと思います。

(事務局)

双葉郡の原発により避難している方々に対しましては、県としては将来的にはやはりふるさとに帰還して頂くということで、すぐにでも戻れるように県全体として取り組んでおります。

現在避難している方々につきましては、その住民の方々の意向によりますけども、復興公営住宅の方に入って頂くこととして、その復興公営住宅の整備を中心において対応しております。現在、県として3700戸作ると発表されていると思いますが、その整備を予定している都市計画区域につきましては、今回のマスタープランの中に先程お話ししたように記載させていただいております。

それだけでは足りない部分もありますので、今後は避難されている方々や避難先の市町村、避難元の市町村の方々とよく情報を確認しながら都市計画上の課題について解決に向けて取り組んでいく考えでありますが、現時点でどのようなものが出てくるのか判らない部分があるので、そのようなことが周知された時点でしっかり対応していきたいと思います。

(7番 加藤委員)

一つだけお伺いしたいのですが、資料3-2と3-9から3-15までの「⑥環境負荷の少ない低炭素型のまちづくりの推進」の項目の中には、耕作放棄地になっている農地に太陽光発電云々という項目が抜けている、というか示されていない。ここには、何か意味があるのかどうかをお伺いしたいです。

(事務局)

資料2の6ページをご覧ください。都市計画区域マスタープランの見直しについて、都市政策推進専門小委員会からの主な意見として4つのうちの3つめです。農地（耕作放棄地等）の再生可能エネルギー施設整備の活用について記載すべき、という意見に対応したのですが、耕作放棄地の面積が大きい区域において加筆しておりまして、全区域ということではなく該当する区域について記載しております。

(7番 加藤委員)

ありがとうございます。耕作放棄地についての私の考え方ですけれども、耕作放棄地だから太陽光発電を作りましょうという考え方でもって、それがそれこそ自然景観と繋がっていくのか疑問に思うところがあるのです。農業者の立場として考えると、耕作放棄地が条件の良い所であるはずがない、だからこそ耕作放棄地になっているのであって、そんな所に果たして太陽光発電を作れるのかどうか疑問に感じる場所がありますので、そのあたりも考えたいと思います。

(事務局)

実際に土地利用する段階では、そういったことも十分に考えながら対応していくようになると思います。

(議長)

記述については減少が大きいところで、それ以外は無、という事ではないということです。他ありますか。

(3番 佐藤委員)

資料3ですが、目標年次が平成42年、つまり17年後を目標にしているのですが、今、この震災の17年後を見据えてというのがピンとこないと言いますか、基本的な事だとは思いますが、非常に耳障りのいい、なるほどという内容ではあるのですが、飯館村の現実等を見ていると、この17年という将来について、もう少しインターバルな10年とかもっと短いスパンで見ることができないのかなと。あくまで私の意見ですけれども、17年後にこの通りになっていたら本当に嬉しいし、それを希望してやまない訳ですが、もう少し現実的に、具体的に進めるにはどうしたらいいかという事はこの後の事であるとは思いますが、これでいくと、平成22年の基準だと20年後ということでプランというのは作られているのでいいのでしょうか。非常に基本的なことがわからなくて申し訳ない

のですが、その辺をお伺いします。

(事務局)

都市計画区域マスタープランというのは、都市の将来像を示す長期的な視点で都市を考えて、どういう都市にするか、都市をどういう方向に持って行くかということを決めるものですので、目標年次を20年後として作成するようになっております。

その中で一部道路、河川、下水道などの具体的な都市施設につきましては、10年以内に具体的に整備するところを記載していますが、委員がおっしゃったのは更に短期的な話だと思います。今、様々な人々が避難しているので、震災の影響を受けて苦労しているという状況をもっと考えていくべきではないか、そういう人達のための更に短期的な目標があったらいいのではないかと、ということではないかと思いますが、短期的なことを記載するものではないため難しい部分があります。

概要版には記載していないですけども、マスタープラン本編の最初のところに、震災を踏まえた都市づくりの基本的な考え方ということで、そのような短期的な対応を記載しております。除染による環境回復、あるいは生活再建、未来の子供と若者の育成や農林水産業の再生、そういったものを総合的に県の復興計画に基づきまして、震災前の状態に戻れるように様々な施策を講じて全力で取り組んでいくということを記載させて頂いております。こういうことでご理解頂ければと思います。

(3番 佐藤委員)

わかりました。これが具体的に市町村に降りた時に、これを実際にやっていかれる方々に期待するしかないのかなと感じました。

(17番 宮本委員)

20年後をどの様にイメージしながらまちづくりを進めるか、という不安があるのですが、この20年間の計画を考えますと、まちづくり三法によって郊外への大型店が集中して、全国的に作られていったという時期でもありました。その結果として、今どこの中心部も寂れてしまって人もなかなか通らない、お店に人が来ないという状況が共通して作られてきていますね。そういう反省を踏まえて、新たなまちづくりをどのように成功していくのか考えていくことを求められるのが今後の20年になるだろうと思うんです。

だから、中心部の賑わいの創出とか、どこもそのように書いてあるのだけれど、その賑わいが昔は有ったのに無くなってしまったのは何故なのか、それをどうやって取り戻したらいいのか、ここの総括と方針というのが今ひとつ見えてこないから、何となく中心部は賑わった方がいいね、という目標設定になってしまっているのではないかと、という気がしてならないのです。

だから、これまでのまちづくりで何が問題だったのかというのをきちんと踏まえた、新たなマスタープランの作成が求められているだろうと思います。特に郊外への大型店の進出がまちの姿をガラッと変えてしまった様に思います。

今、どこでも買物弱者という事が言われていて、これをどのように支援するかという

のが公共的な政策課題になっています。そのくらい町が閉口してしまったというのがこの20年の経過だったと思いますので、その点も含めて、やはり地元に着した商業施設の整備や公共施設の整備を図っていく。本来の地域コミュニティに必要な機能をしっかり考えた上でのまちづくりを基本に据えていかないと人が住まないまちになってしまうということを十分に検討すべきだし、今後の開発計画に対してもそのような視点で対応していく必要があると思っています。中心部は賑わった方が良く、中心部に機能を集約していく、という目標はその通りですけど、何故そうなったのか、反省・教訓を踏まえる必要があるだろうということを、意見として述べておきたいと思っています。

(議長)

事務局に意見ありますか。

(事務局)

委員がおっしゃったように、都市づくりの反省点、拡大型の都市づくりを進めてきた反省を踏まえて都市計画法が改正されたり、その他まちづくりの法律が見直されたりしておりますが、マスタープランの見直しの経緯の中でも説明しましたが、都市づくりビジョンというものを作成しまして、持続可能な集約型の都市づくりを進めていくという方向性を大きく転換するそのビジョンに即してこのマスタープランを策定しておりますので、概要版の中では説明しきれませんが、本編の方ではそのようなところを十分に踏まえて記載しているつもりですので、ご理解頂ければと思います。

(17番 宮本委員)

よろしく願いいたします。

(19番 山口委員)

提案です。全て把握している訳ではありませんので拙い提案かもしれませんが、2点申し上げさせていただきます。1つは、3700戸の住宅を造るという話ですが、私は前々から中途半端な住宅というか、気の毒だという住宅ではなくて、これからどうせ造られるなら人も羨むような住宅を造って見たらどうか。お年寄りも5年先、10年20年先は死んでいるということは多々聞かれます。その中で、それほどいい環境なら、そんなに良い家なら今すぐにでも住んでみようか、自宅に帰れなくても福島県内だし住みたい、若い人達もそれなら子供を連れて帰ってきてもいいね、そういう人も羨むような住宅を建てて欲しいと思います。そうしますと、そこから生活の中で色々なことが派生して、保育園や病院も出来るでしょうし、いわゆる県が提案しておられるコンパクトシティのモデルになれるような区域が出来るのではないかと思います。それが1つの提案です。

それから、今も言いましたけれども、10年20年先といいますと、10歳の子供は20歳30歳、20代は30代40代になります。その子供たちが今非常に不安定な生き方をしています。

「頑張るぞ、頑張るぞ」という言葉がそんなに長く続くのか、続けられるのか、私は非常に気の毒に思います。結局子供の将来というのは希望であり夢であって欲しいと思

いますので、その子供たちにとってもわかりやすい「力強くなるような福島県としてのキーワード」があったら教えて欲しい。それからそういうものを、私達だけではなく子供達にも若者達にもわかる、そういうものを情報発信するという機会を与えてもらえる場があって欲しいなと思うのですがいかがでしょうか。

(事務局)

都市計画の分野だけでお答え出来る話ではないのですが、3700戸の住宅の話については当然そこで生活する方々が一番大事です。その人達の要望に応えられるかはその住宅を建設する部局で対応しておりますが、なおその様な意見もあったということでお伝えしたいと思います。

それから子供達の話につきましては、これから都市計画を担う若い人達に対しても、都市計画というものをきちんと理解してもらわなければいけないということで、そういった取り組みも必要だと考えております。ただ、今まで足りなかったことは間違いないので、これからは少しでも分かりやすい都市計画ということに取り組んでいきたいと思っております。

(議長)

それについては関係部局に伝えてもらうということで、どのみち作るのであれば良いものを造って、そしてこのマスタープランに掲げているコンパクトなまちづくりのモデルになるようなものにして欲しい。これは我々の十分議論出来るところであります。その様なところを受け止めていただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(11番 荒委員)

この都市計画にあたってなんですが、福島県の特徴として教えてもらいたいのです。震災前の計画が全国で推進されていく訳ですけど、あまりにもこういう農業地域の特徴が感じられないのですね。データとしては震災前のプランに修正をかけている、それも本当に根本的な修正なのかというのがとても解らないので、是非全国の方が最も力を注いできたわけですから、これからの中心的な自分達独自の、これを柱にしていけば県民は安心してついていけるんだというものを是非教えていただきたい。

(議長)

他県と比べて福島県に特徴があるのか。マスタープランについてはどうですか。福島県は他のところと同じことをやっているのか。

(事務局)

都市づくりの方向性としては、やはり全国的に少子高齢社会を迎えるということで、各県とも拡大型の都市づくりから持続可能な集約型の都市づくりを進めるという方向に向かっています。把握しているのは大体東北の都市計画区域になりますけど、方向性は

変わらないということで、福島県としてもその方向に向かっていますし、他県もその方向だということです。

それから震災前の計画を少し直しただけではないか、という話がありましたけど、中通りと会津地方につきましては、確かに原発、放射線の関係での影響はかなり大きいですが、そちらについてはやはり除染。中通り会津の方から県外へ避難している方が一番心配しているのは放射線の関係だということで、やはり除染によって環境回復を図ることが一番大事であり、県として取り組んでおります。除染で環境回復を図ることによって、従来の震災前から考えていた都市づくりの方向を継続する形で我々は進めていきたいと考えており、その見直しの部分については、必ずしも全面的な見直しでは無く、例えば安全安心であるとか復興計画に基づく土地利用など、そういう部分を修正して今回これまで作成を進めてきているところでございます。

(議長)

都市のこの辺は土方委員ですね。他の都道府県と比べて福島県の今回議論しているウリはなにか、専門の立場から少し解説をしていただけるとありがたいのですが。そうすると我々が何を議論しているのかわかりやすいと思います。

(1番 土方委員)

先程の説明にもあったのですが、18年度から19年度、20年度と来たのですが、新たな都市政策のあり方、これはいうまでもなく国等の基本的な考え方。方向的に量から質へと大きく変わった。これは20年前から言われているのですが、具体的な施策には反映しきれなかったという部分もあろうと思っています。

福島県については、話ありました新しい時代に対応した都市づくりビジョンや、新たな都市政策のあり方でまとめています。このことを、恐らく我々自身もあまり理解していない。というか、いいところをついています。都市と田園地域等の共存、もともと都市というのは後背地にある農村部と一体的にどうのこうのということは、近代都市計画になってからの基本になっていて、こういうことをとにかく柱として挙げたことは凄く重要です。

ただ、明日からこれらが全て反映されるかといえなかなか難しい。今回説明受けた中で、市で考えてこれから新たにやろうとしていることがようやくのってきた、という段階です。例えば、白河市のまちづくりの歴史的な云々、将来10年20年先を見通しながら今一生懸命やっています。その辺がやっと都市マスに反映されてきたということは、これはしかたないのかなと思います。

ただ先程意見がありましたように、震災のことは凄く大きくて、私も県の方をお願いしてあるのですが、小委員会。この目的を見ますと、地域の特性に応じた云々ということで調査検討する内容も含んでいます。最近、中間貯蔵施設の国有化の話題、大きく変わろうとしています。するとそれを見越した大きなビジョン、ランドデザイン、それは少なくとも双葉郡については考えていかななくてはならないし、その影響をまともに受ける南北のいわきや相双とかは、少しずつ資料等を集めて検討し始める必要があると私

は考えております。

ただ総合計画や復興計画、さらにはそれと付随している国土土地利用基本計画、そういったものがきちんと準備をすすめているという答えをいただければ、安心して我々ここに座っていただけるのですが。もしそうでなければ、そのような小委員会等をうまく活用しながら、出来るだけスムーズに計画できるように進めていただきたいと思います。

(議長)

かなり時間がおしましたので、ただもう一度議論する機会があります。ただ、今度出てくる時はほぼ固まったかたちで出できますので、なかなか言いづらいこともあろうかと思いますが、もう一度審議会で議論する機会がございます。

具体的な対応は差し控えていただきたいと思います。論点的にこういうことを考えるべきだとか、こういう考え方が抜けているのではないかという意見がございますか。例えば、先程の県と県との間での調整など。マスタープランについて意見交換出来る仕組みがあるのかということなどもかなり重要な論点ではあります。

(17番 宮本委員)

1点だけ気になっていることは、合併等でどうしても自治体の規模が大きくなるということですが、実際に住民の生活で見れば、高齢化・少子化が進んできている。高齢化が進むということは、高齢者の活動の範囲がどうしても限定されます。ですから、まちづくりもコンパクトシティという表現が最近使われるようになりました。

多分、それに対応できるまちづくりの在り方を考えていくということなのだろうと思いますが、その生活の活動範囲の中にどういう都市機能があったらいいのかという視点でまちづくりをもう一回考えていく。特に、今後20年更に高齢化が進むと考えられるので、生活の在り方、どういう生活パターンになっていくのかということ踏まえた都市づくりを念頭において、コンパクトならコンパクトにどういうものが必要か、という議論を私達も考えなくてはならないだろうし、今後のまちづくりにとっても是非検討すべき課題だろうということを申し上げておきます。

(議長)

その面で小委員会をもう少し有効に活用するという事だと思えます。

最後ですが、区域区分の変更について特にご意見ございますか。先程も言いましたように、もう一度議論する機会がございます。

(17番 宮本委員)

区域区分の変更ですけど、大きな変更は住宅団地ですね。市街化区域に編入するという事ですが、手続き上、後先どういうことなのか。住宅が出来て都市計画区域に編入する流れなのか、この地域にそもそも住宅が造れる区域だったのか、その辺を土地利用との関係、都市区分との関係で何故こうなるのか説明をお願いします。

(事務局)

今回、区域編入で市街化区域に含まれるようになる住宅団地の件につきましては、もともと市街化調整区域なので、一般的には出来ないのですが、当時都市計画法の中に、大規模開発という開発が出来るような条項がございまして、それに基づいて開発許可を受けてこの住宅団地が整備されたということで、その開発許可を受けた区域について整備が完了したため、今回市街化区域とも隣接しているので、区域に編入するという状況でございます。

(議長)

よろしいでしょうか。それではまだご意見があろうかと思いますが今日はこのあたりにさせていただきたいと思います。終始慎重かつ活発にご議論いただきましてありがとうございました。事務局にお戻しします。

(荒川総括)

熱心なご議論ありがとうございました。以上をもちまして、第166回福島県都市計画審議会を終了させていただきます。本日は誠にありがとうございました。

(開催時間 2時間7分)

以上のとおり相違ないことを証します。

8番 森 恭子

---

16番 阿部 君江

---